様式第４号（第５条関係）

　（その１）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

　　次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

　　　　　　　　年　　月　　日

年　　月　　日執行　　　　　選挙

候補者名

記

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 　 |
| 車種及び自動車登録番号又は車両番号 | 使用年月日 | 契約金額 | 備考 |
| 　 | 年　　月　　日 | 円 | 　 |
| 　 | 年　　月　　日 | 円 |
| 　 | 年　　月　　日 | 円 |
| 　 | 年　　月　　日 | 円 |
| 　 | 年　　月　　日 | 円 |
| 　 | 年　　月　　日 | 円 |
| 　 | 年　　月　　日 | 円 |

備考

　１　この証明書は、使用実績に基づいて、自動車所有者ごとに別々に作成し、候補者から自動車所有者に交付してください。

　２　自動車所有者が飛驒市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、自動車所有者は、飛驒市に支払を請求することができません。

　４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

　　（１）　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　　　　64,500円

　　（２）　（１）以外の場合 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 16,100円

　５　同一の日において２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

　６　５の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、飛驒市に支払を請求することができません。

　（その２）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

　　次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

　　　　　　　　年　　月　　日

年　　月　　日執行　　　　　選挙

候補者名

記

|  |  |
| --- | --- |
| 燃料供給業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 　 |
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 供給量 | 供給金額 | 備考 |
| 年　　月　　日 | 　 | ・　　　 | 円 | 　 |
| 年　　月　　日 | 　 | ・　　　 | 円 |
| 年　　月　　日 | 　 | ・　　　 | 円 |
| 年　　月　　日 | 　 | ・　　　 | 円 |
| 年　　月　　日 | 　 | ・　　　 | 円 |
| 年　　月　　日 | 　 | ・　　　 | 円 |
| 年　　月　　日 | 　 | ・　　　 | 円 |

備考　１　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給事業者から給油の際に受領したもの等をいう。以下同じ。）の写し等を添えて、候補者から燃料供給業者に交付してください。

　　　２　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

　　　３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「供給量」欄及び「供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

　　　４　燃料供給業者が飛驒市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写し等を請求書に添付してください。

　　　５　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、飛驒市に支払を請求することはできません。

　　　６　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

　（その３）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

　　次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

　　　　　　　　年　　月　　日

年　　月　　日執行　　　　　選挙

候補者名

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運転手 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 運転年月日 | 報酬の額 | 備考 |
| 年　　月　　日 | 円 | 　 |
| 年　　月　　日 | 円 | 　 |
| 年　　月　　日 | 円 | 　 |
| 年　　月　　日 | 円 | 　 |
| 年　　月　　日 | 円 | 　 |
| 年　　月　　日 | 円 | 　 |
| 年　　月　　日 | 円 | 　 |

備考　１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に交付してください。

　　　２　運転手が飛驒市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　　　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、飛驒市に支払を請求することはできません。

　　　４　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定をした１人のみについて記載してください。

　　　５　候補者が指定した運転手以外の運転手は、飛驒市に支払を請求することはできません。

　　　６　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて12,500円までです。